

別表第2 貨物番号29（配合飼料）よくあるQ&A

【輸出承認申請関係】

Q1：輸出承認が必要な配合飼料はどのようなものですか？

A1：配合飼料の解釈は「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿易局第322号・輸出注意事項号62第11号、以下「貿管令運用」という。）2-1-1の（5）（http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/horei.htm）にあるものです。

例えば、とうもろこし、なたね油かす及び綿実を原料とする豚用配合飼料は、とうもろこしを含む2種類以上の原料を混合させて製造されたものであり、輸出承認が必要な貨物に該当します。

一方、魚粉又は魚かすを含み粗たんぱく質含有量が37%を超えるもの（主に養魚用配合飼料）及び品名、投餌する動物（牛、豚、めん羊、山羊、鹿、鶏又はうずら以外の動物に限る。）の名称及び保証成分が記入された容器に入れたものであって、1個の重量が25キログラム以下のもの（主に小売用ペットフード）は輸出承認の対象貨物から除いています。

なお、飼料添加物（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定に基づき、農林水産大臣が指定する飼料添加物。現在157種）が当該飼料に添加されていても原料としません。

また、配合飼料については、総価額が少額の場合（輸出貿易管理令の第4条第3項に掲げる別表第7に基づき、総価額が15万円以下の貨物。以下「少額特例」という。）は輸出承認の申請の必要がありません。

総価額の解釈は「貿管令運用」2-1の（6）にあります。

Q2：1つの輸出契約の中にA配合飼料・B配合飼料・C配合飼料の3種類があります。

それぞれ13万円・12万円・10万円です。個々の金額は15万円以下なので、少額特例が適用されますか？

A2：適用されません。1つの輸出契約の中の対象貨物の合計額でみます。この場合、13万円+12万円+10万円=計35万円の申請が必要となります。

Q3：A配合飼料10万円の輸出契約が3つあります。一緒に船積みするので INVOICE 価格は15万円を超えるが、承認申請は必要ですか？

A3：不要です。あくまで輸出契約額が15万円を超えた場合に承認申請が必要となります。ただし、同時期に船積みするのであれば、故意に分割したと見なされる場合があるので、1つの輸出契約とみなし、まとめて承認申請手続きを行うことをお勧めします。

Q 4 : 輸出契約額は120万円だが、少量ずつ出荷するので1回の輸出額は15万円以下になります。承認申請は不要と考えて良いでしょうか？

A 4 : 承認申請が必要です。A 3と同様、輸出契約額で考えます。

Q 5 : 承認された数量は1度に船積みしなければいけませんか？

A 5 : 有効期限内であれば、何回でも分けることができます。ただし、数量が増えたり、単価が変更になった場合は内容変更手続きが必要となります。

Q 6 : 40万円の承認が必要な貨物の輸出契約が3つあります全て輸入者も同じなので、まとめて1件として承認申請できますか？

A 6 : 可能です。ただし、大幅に輸出契約条件が異なる場合には、それぞれの輸出契約毎に承認申請をしてください。

Q 7 : 配合飼料を輸入するため、通関前の貨物があるが品質に難があり返品することとなりました。この場合は輸出承認は必要ですか？

A 7 : 輸出貿易管理令（昭和24年12月1日政令第378号）第4条第2項に該当する場合は、輸出承認は不要です。なお「貿管令運用」の4-2-1及び4-2-2に解釈があります。